SP210	病毒をうつしやすい物質を含む植物、動物及び細菌から抽出されたトキシン類及び病毒をうつしやすい物質に含まれるトキシン類は、病毒をうつしやすい物質に該当する。
SP215	1　自己加速分解温度が75℃を超える工業的純品及びその製品に限る。 2　アゾジカーボンアミドの濃度が35質量%以下であって、かつ、不活性物質の濃度が65%以上のものは、危険物に該当しない。
SP216	1　危険物に該当しない固体と引火性を有する液体（備考2(3)の引火性液体類の容器等級の判定基準において、容器等級ⅠからⅢまでに該当するものに限る。）との混合物であって、容器又はコンテナ（不漏性のものに限る。）に収納する際に、液体が分離していないものに限る。 2　次に掲げる要件を満たすものは、危険物に該当しない。 (1)　含まれる液体が、備考2(3)の引火性液体類の容器等級の判定基準において、容器等級Ⅱ又はⅢに該当するものであって、かつ、10mL未満であること。 (2)　密閉された容器又は物品危険物に収納されており、かつ、液体が分離していないこと。
SP217	危険物に該当しない固体と毒性を有する液体（備考2(6)の毒物の容器等級の判定基準において、容器等級Ⅱ又はⅢに該当するのものに限る。）との混合物であって、容器又はコンテナ（不漏性のものに限る。）に収納する際に、液体が分離していないものに限る。
SP218	危険物に該当しない固体と腐食性を有する液体（備考2(7)の腐食性物質の容器等級の判定基準において、容器等級Ⅱ又はⅢに該当するのものに限る。）との混合物であって、容器又はコンテナ（不漏性のものに限る。）に収納する際に、液体が分離していないものに限る。
SP219	備考6(1)のP904に規定する小型容器に収納された場合は、危険物に該当しない。
SP223	備考2の容器等級の判定基準において、容器等級ⅠからⅢまでに該当しないものであって、かつ、環境有害物質に該当しないものは、危険物に該当しない。
SP225	作動薬包（等級が1.4であって、隔離区分がC又はSとなるものに限る。）を内蔵する消火器であって、消火器1個当たりの火薬の質量が3.2g以下のものを含む。
SP226	揮発性がなく、かつ、引火性がない粘性化剤の含有率が30%以上のものは、危険物に該当しない。
SP227	水及び無機不活性物質で鈍性化されている場合は、硝酸尿素の含有率が75質量%以下のものであって、危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅰ部試験シリーズ1(a)の国連ギャップ試験により爆ごう性がないと判定されたものに限る。
SP228	備考2(2)の高圧ガスの判定基準において、引火性高圧ガスに該当しない塩化メチルと塩化メチレンの混合物は、国連番号3163のその他の液化ガス（他の危険性を有しないもの）に該当する。
SP230	リチウム電池は、IMDGコード2.9.4の規定を満たす単電池又は組電池に限る。
SP235	備考2(1)の火薬類の等級の判定基準において、等級1.1から1.6までに該当する物質を含むものに限る。
SP236	1　ポリエステル樹脂キットは、次の(1)と(2)から構成されるものに限る。 (1)　備考2(3)の引火性液体類の容器等級の判定基準において、容器等級Ⅱ又はⅢに該当する基材 (2)　備考2(5)(ⅱ)の有機過酸化物のタイプの判定基準において、D、E又はFに該当する有機過酸化物であって、温度管理を必要としないもの 2　容器等級は、1(1)の基材が容器等級Ⅱに該当するものである場合にはⅡ、容器等級Ⅲに該当するものである場合にはⅢとする。
SP237	危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅰ部試験シリーズ1(a)の国連ギャップ試験により爆ごう性がないと判定されたものに限る。ただし、備考2(4)(ⅰ)の可燃性物質の容器等級の判定基準において、容器等級Ⅱ又はⅢに該当しないと判定されたものは危険物に該当しない。
SP238	1　蓄電池は、次に掲げる試験を実施したときに電解液が漏れることがないものに限る。

	(1)　振動試験 蓄電池を振動台に固定し、振幅0.8㎜、振動数10Hzから55Hzまでの範囲（10Hzから1分間に1Hzの割合で増加させ、その後55Hzから1分間に1Hzの割合で減少させるものとする。）で95±5分間振動させる。これを、蓄電池の互いに垂直な三面を底面にして行い、注液口、排出口がある場合は、さらに、反対の面を底面にして行うものとする。機械又は電子装置を構成する蓄電池にあっては、機械又は電子装置の蓄電池ホルダーに固定し、かつ、損傷し、又は短絡しないように保護するものとする。 (2)　気圧差試験 (1)の振動試験の後、蓄電池を24±4℃で88kPa以上の気圧差の下で、6時間以上保持する。これを、蓄電池の互いに垂直な三面を底面にして行い、注液口、排出口がある場合は、さらに、反対の面を底面にして行うものとする。機械又は電子装置を構成する蓄電池にあっては、機械又は電子装置の蓄電池ホルダーに固定し、かつ、損傷し、又は短絡しないように保護するものとする。 2　55℃において、電解液及びその他の液体が蓄電池から漏れることがないものであって、短絡を防止するために電極が保護されているものは危険物に該当しない。
SP239	1　次に掲げる要件を満たすものに限る。 (1)　ナトリウム、硫化物及びナトリウム化合物以外の危険物を含まないこと。 (2)　運送される温度において、液状のナトリウムが存在しないこと。 (3)　単電池にあっては、ナトリウム、硫化物及びナトリウム化合物が漏えいしないように製作された金属製の容器又は包装で完全に密閉されたものであること。 (4)　組電池にあっては、ナトリウム、硫化物及びナトリウム化合物が漏えいしないように製作された金属製の容器又は包装で完全に密閉された単電池が、固定されたものであること。 2　自動車等に組み込まれたものを除く。
SP240	1　蓄電池、ナトリウム電池、リチウム金属電池又はリチウムイオン電池を動力源とする自動車（人又は品物を輸送するために設計された自走式の器具。）及び蓄電池又はナトリウム電池を動力源とする装置であって、電池が組み込まれた状態で輸送されるものに限る。 2　内燃機関及び蓄電池、ナトリウム電池、リチウム金属電池又はリチウムイオン電池を動力源とするハイブリッド自動車は、国連番号が3166の危険物に該当数する。 3　燃料電池を内蔵する自動車は国連番号3166の危険物に該当する。 4　リチウム金属電池又はリチウムイオン電池を動力源とする装置は、それぞれ国連番号が3091又は3481の危険物に該当する。
SP241	1　ニトロセルロースは、均質であって、かつ、分離しないものに限る。 2　次に掲げる要件を満たすものは、危険物に該当しない。 (1)　危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅰ部試験シリーズ1(a)の国連ギャップ試験、試験シリーズ2(b)のケーネン試験及び試験シリーズ2(c)の時間／圧力試験により、爆ごう性、爆燃性及び爆発性がないと判定されたものであること。 (2)　備考2(4)(ⅰ)の可燃性物質（自己反応性物質を除く。）の容器等級の判定基準において、容器等級Ⅱ又はⅢに該当しないものであること。
SP242	プリル状、顆粒状、ペレット状、錠剤状又は薄片状のものは危険物に該当しない。
SP243	点火型のエンジンに使用されるガソリン、モータースピリット及びペトロールは、揮発性の差異にかかわらず本国連番号の危険物に該当する。
SP244	アルミニウムドロス、アルミニウムスキミング、使用済の陰極、使用済のポットライナー及びアルミニウム塩のスラグを含む。
SP249	鉄の含有率が10%以上のもので腐食に対し安定化されたものは危険物に該当しない。
SP251	1　次に掲げる要件を満たすものに限る。 (1)　少量危険物の許容容量又は許容質量の欄に容量又は質量が掲げられている危険物であって、化学検査キット又は救急キットであること。 (2)　内装容器に収納される危険物の容量が250mL以下であって、かつ、質量が250g以下であること。